

次期計画

京都府子育て支援計画
(平成27年4月～令和2年3月)

京都府少子化対策基本計画
(平成29年4月～令和2年3月)

特記事項

1 出会い・結婚の土台づくり

○ 結婚・生活支援体制の構築
◆若者の出会い・結婚から就労、住宅斡旋等少子化改善に必要なサービスを総合的に支援する拠点を整備

1-I 結婚の支援
(4) きょうと婚活応援センターの機能強化
・京都ジョブパーク等と連携したきょうと婚活応援センターの機能強化
・きょうと婚活応援センターの北部地域での相談機能強化
・婚活相談における寄り添い型の相談体制の充実・強化

○ 結婚しやすい環境づくり
◆結婚を支援する個人や団体のネットワーク化の推進
・きょうと婚活支援ネットワーク会議の機能強化等
◆身近な相談体制の構築
・婚活マスターの登録や婚活支援団体への活動支援強化
◆婚活支援活動に対する支援の充実
・安心して幅広い出会いの場を創出する団体の活動や婚活マスターの活動を支援

1-I 結婚の支援
(3) 地域等における婚活支援活動の充実
・婚活支援を行うボランティアの活動支援
・結婚支援団体の活動支援
・安心して婚活に取り組める環境の整備
・婚活支援を行う事業所等へのサポート

2 はじめての妊娠・出産に向けての土台づくり

○ 妊娠から子育てまでの包括支援
◆地域の妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口の設置
・市町村と連携した拠点づくりや母子保健・子育て支援の専門職員配置によるきめ細やかな支援を実施
◆産前・産後ケアを支える新たな人材の確保
・産前・産後ケアを支える専門員の養成
・母体及び乳幼児へ適切なケアや支援を行う訪問支援員の養成
・産前・産後ケア専門員への指導・助言体制の構築

1-IV 総合的な支援
(1) 市町村子育て世代包括支援センターに対する支援
・子育て世帯包括支援センターの全市町村への拡大
1-II 妊娠及び出産の支援
(2) 産前及び産後の支援
・産前・産後ケアを支える専門員の養成
・母体及び乳幼児へ適切なケアや支援を行う訪問支援員の養成
・産前・産後ケア専門員指導・助言体制の構築
・行政及び産婦人科医、医療機関、助産師等の連携体制の構築

○ 母子保健医療提供体制の充実等
◆妊娠・出産・子育て期における母子保健体制の充実
・妊娠出産への不安に対する相談体制の充実や不妊に悩む人への相談指導や情報提供を実施
・妊婦健康診査の普及支援
・こどもの事故防止や応急処置に対する啓発実施
・慢性疾患児の健全育成・社会参加の促進や地域関係者と連携した自立支援体制の構築
◆小児救急の電話相談・受入体制の充実・強化
◆安心して出産ができる周産期医療提供等の充実・強化
・総合周産期母子医療センター・地域の周産期二時病院等の受け入れ体制の整備促進及び搬送調整システムの充実
◆在宅療養児を支える地域支援体制の充実・強化

1-II 妊娠及び出産の支援
(1) 妊娠期における相談体制等の強化
・子育て世帯包括支援センターの全市町村への拡大
・妊娠から子育てまで各段階での行政支援の情報提供の強化
・子育てにおける節目の時期を通じた家族のライフプランを考える機会の提供
・養子縁組や里親委託の推進

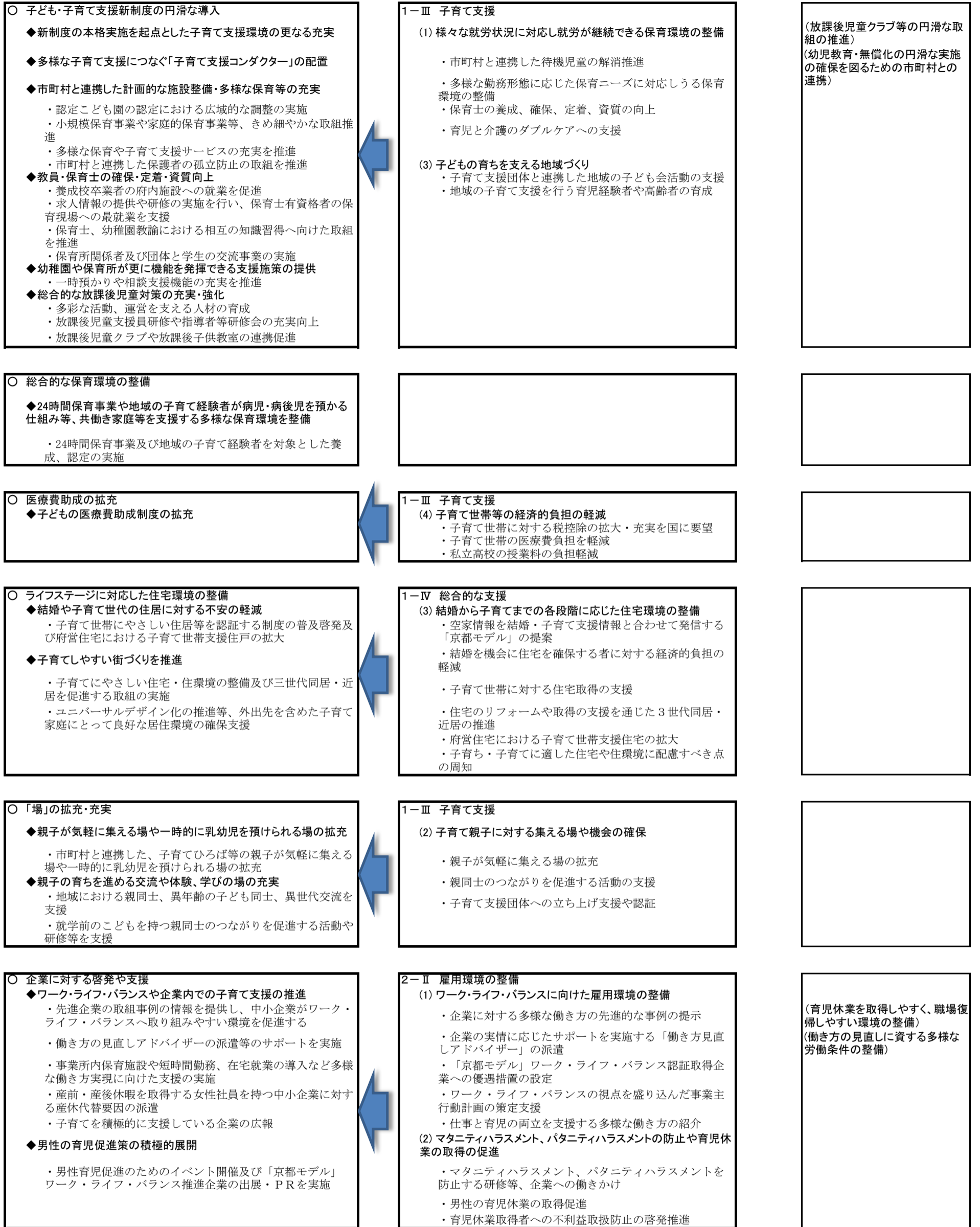
○ 不妊及び不育治療に対する支援
◆全国トップクラスの不妊治療等の支援を実施
・特定不妊治療助成制度の助成回数維持や一般不妊治療助成制度の制度拡充、男性不妊にかかる保険適用外治療の助成拡大

1-II 妊娠及び出産の支援
(3) 不妊治療及び不育症治療に対する支援
・全国トップクラスの不妊治療等の支援を実施
・医療機関と連携した相談体制の整備充実
・不妊に関する学校・企業等への出前講座の実施

○ 結婚・妊娠等のライフデザインを考え、学ぶ機会を提供
◆中学校・高等学校での乳幼児との触れ合い体験授業を実施
◆思春期の保健対策の推進
・精神科専門診療による思春期対策の推進並びに妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発及び性感染症の蔓延防止
◆マンガやアプリ等を活用し、若者に対するライフデザインの重要性を啓発

2-I 教育及び学習機会の提供
(1) 学校等における子ども等の発育・発達等にに応じた学習機会の提供
・小学校段階での新たな命を産み育てることの学習の機会の充実
・中学生や高校生赤ちゃんや小さな子どもとふれあう機会の創出
・高校生がライフデザインを身近に感じながら学べる機会の提供
(2) ライフデザインを考える機会の創出
・学校及び企業がライフデザインを身近に感じながら学べる機会の提供
・子育てにおける節目の時期を通じた家族のライフプランを考える機会の提供

3 子育て環境の土台づくり

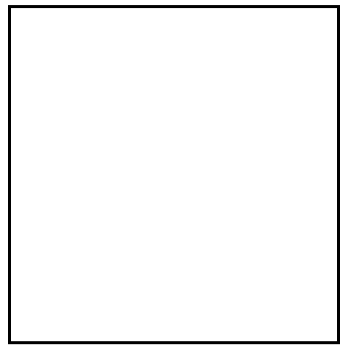


○ 命の尊厳を伝える教育や「子育て」気運の醸成

- ◆ 命の尊厳や子どもを慈しみ育むことの大切さ等について啓発の推進
- ◆ 家族や地域の絆の重要性について認識を深めるための取組の推進
 - ・ 関係機関と連携した啓発活動及び「家族ふれあい大賞」の取組推進
- ◆ 家庭や地域社会における気運の醸成
 - ・ 毎月19日の「きょうと育児の日」の啓発
 - ・ 子育て支援に積極的に取り組む企業等の表彰
 - ・ 男女共同参画の推進に向けた各種セミナーの開催

2-III 府民の気運の醸成

- (1) 府民会議を設置し、結婚・子育て支援の府民運動を展開
 - ・ 府民会議設置による結婚や子育てに暖かい社会づくりに向けた府民運動の展開
 - ・ 行政・企業・団体が一丸となった結婚・子育て支援のメッセージ発信
- (2) 結婚や子育てについての関心を高め、課題や意識を喚起
 - ・ 府民・事業者・団体等と少子化に関する意見交換の場の設定
 - ・ きょうと育児の日の定着促進
 - ・ 子育て支援に取り組む企業の表彰

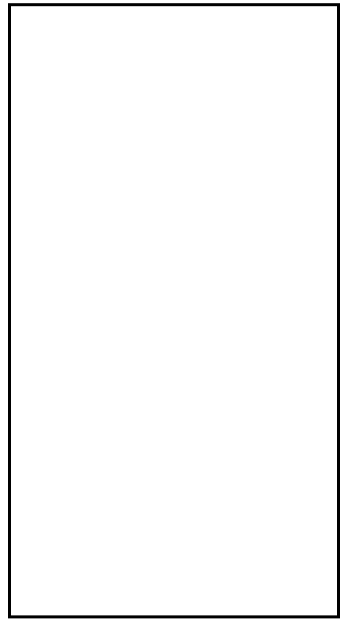


○ 地域の子育て力を強化

- ◆ 高齢者・大学生等による子どもの育ち支援
 - ・ 子育てボランティアを行った大学生等に対する認証制度の創設
- ◆ 子どもの育ちを支援するNPO、高齢者、大学生等をつなげる仕組みづくり
 - ・ 子どもの育ちを支援する人たちが集まる場の設定及びコーディネーターの養成
- ◆ 高齢者や子育て経験者が、地域の子育て支援活動に参加する仕組みづくり
 - ・ 地域の子育て支援を行う育児経験者や高齢者の育成
- ◆ 地域ぐるみの子育て支援等の取組の充実
 - ・ 「京都子育て応援パスポート事業」の関西府県における相互利用推進
 - ・ 地域住民のボランティア活動を通じた、学校・過程・地域が一体となって子どもを育てる体制の整備
- ◆ 子育て支援活動団体等への立ち上げ・活動促進の支援
 - ・ 子育て支援の取組を行う府民やNPO等団体のネットワークづくりを推進
- ◆ 在宅で子育てを行う家庭への支援
 - ・ 地域子育て支援拠点や子育て支援センター等における、在宅で子育て中の親子の相互交流の促進支援

1-III 子育て支援

- (3) 子どもの育ちを支える地域づくり
 - ・ 子育て支援団体と連携した地域の子ども会活動の支援
 - ・ 地域の子育て支援を行う育児経験者や高齢者の育成



○ 社会参加支援

- ◆ 子育て家庭の社会参加への支援
 - ・ 京都ジョブパークマザーズジョブカフェや男女共同参画センター等の女性の社会参加に向けた取組支援



4 2人目・3人目の出産に向けての土台づくり

○ 多子世帯の経済的負担の軽減

- ◆ 第3子の幼稚園・保育園等の保育料の軽減
 - ・ 兄弟姉妹の年齢に関わらない第3子以降に係る保育料の軽減措置の検討
- ◆ 多子世帯を対象とした優遇制度の検討
 - ・ 多子世帯の生活支援に資する優遇制度の検討

1-III 子育て支援

- (5) 多子世帯の経済的負担の軽減
 - ・ 第3子以降の保育料軽減
 - ・ 子育て世帯の医療費負担軽減
 - ・ 私立高校の授業料の負担軽減



○ ライフステージに対応した住宅環境の整備(再掲)

- ◆ 結婚や子育て世代の住居に対する不安の軽減
 - ・ 子育て世帯にやさしい住居等を認証する制度の普及啓発及び府営住宅における子育て世帯支援住戸の拡大
- ◆ 子育てしやすい街づくりを推進
 - ・ 子育てにやさしい住宅・住環境の整備及び三世帯同居・近居を促進する取組の実施
 - ・ 外出先を含めた子育て家庭にとって良好な居住環境の確保について支援

1-IV 総合的な支援

- (3) 結婚から子育てまでの各段階に応じた住宅環境の整備
 - ・ 空家情報を結婚・子育て支援情報と合わせて発信する「京都モデル」の提案
 - ・ 結婚を機会に住宅を確保する者に対する経済的負担の軽減
 - ・ 子育て世帯に対する住宅取得の支援
 - ・ 住宅のリフォームや取得の支援を通じた3世代同居・近居の推進
 - ・ 府営住宅における子育て世帯支援住宅の拡大
 - ・ 子育て・子育てに適した住宅や住環境に配慮すべき点の周知

(住生活基本計画を踏まえた良質な住宅の確保)

京都府住生活基本計画
(H28~R7)

5 子どもが健やかに育つ社会環境の土台づくり

○ ところとからだの健やかな成長促進

- ◆ ところの健やかな成長のための環境の整備
 - ・ 学校現場におけるきめ細やかな指導や少人数教育等の実施
- ◆ 健やかなからだづくり
 - ・ こどもの効果的な体力向上の取組推進
 - ・ 学校・家庭・地域が連携した食育の推進
- ◆ 豊かな心を育てる
 - ・ 子どもの読書活動の推進
 - ・ 成長発達段階に応じた働くことの意義や大切さを実感できる取組
- ◆ 幼児期における教育・保育の充実
 - ・ 幼稚園・保育所等と小学校の連携強化及び認可外保育施設の保育士に対する研修の実施
 - ・ 幼稚園・保育所の連携及び認定こども園制度の活用



(幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育の専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備)

京都府食育推進計画
(H28~R2)

○ **子どもの安心・安全の確保**

◆ **子どもの命を守るセーフティネットの充実**

- ・市町村と連携した虐待の可能性が高い児童へ迅速な対応が行える体制構築
- ・学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の整備支援

◆ **地域における犯罪及び事故防止対策の充実**

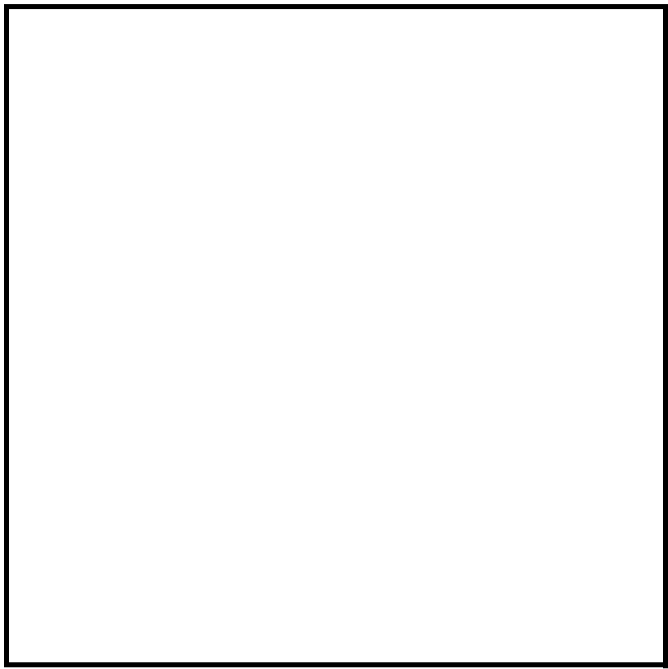
- ・地域コミュニティによる地域における犯罪及び事故防止に向けた取組の推進
- ・家庭内や地域での事故例を踏まえた啓発の実施
- ・安心して生活できる道路や交通安全施設の整備推進
- ・スマートフォンなどの利用に伴う青少年の被害やトラブルの防止に向けた取組

◆ **身近な相談体制の充実・質の高い相談事業の展開**

- ・家庭支援総合センターを格とした府域全体の相談体制の強化
- ・「こんにちは赤ちゃん事業」、多胎児家庭への支援等、地域ぐるみでの相談支援体制の充実
- ・地域で子育てに係る悩みや相談に応じる人材の育成

◆ **様々な事情を有する子どもへの支援を充実**

- ・ひきこもりの悩みを抱える青少年に対し、自立支援の推進
- ・非行等の問題をかかえる少年に対して、寄り添い型支援や居場所づくり等、非行・再非行の防止への取組



(登下校防犯プラン及び未就学児等の交通安全緊急対策に関する施策)

京都府交通安全計画
(H28～R2)

○ **児童虐待の防止対策の取組推進**

◆ **虐待未然防止対策の充実・強化**

- ・精神的・身体的サポートの必要な子育て世帯に対する、意志、保健師、心理カウンセラー等による相談支援

◆ **早期発見・早期対応に向けた体制の充実・強化**

- ・虐待を受けた児童の安全を確保する児童相談所の相談体制強化

◆ **再発防止対策の推進(保護者への支援)**

- ・子どもに対する虐待を行った保護者を対象とした、家庭の再統合に向けた取組等の充実

◆ **市町村と連携した児童虐待防止対策の連携強化**

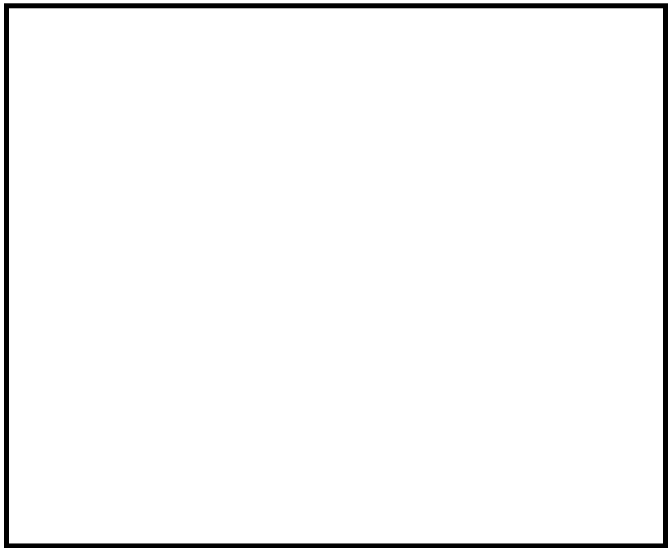
- ・地域の関係機関や児童相談所との定期的な情報交換
- ・各市町村要保護児童対策地域協議会における見守り等の充実

◆ **こころのケアへの支援**

- ・虐待により心身ともに傷ついた子どもに対する心のケアを実施

◆ **DV家庭で育つ子どもへの支援**

- ・地域におけるDVが子どもに及ぼす影響への理解促進及び関係機関と連携した見守り支援の推進



(児童虐待防止対策について、児童相談所及び市町村等の体制強化)

府子育て支援審議会社会的養護部会で協議

○ **社会による子どもの育つ場の保障**

◆ **児童養護施設等の小規模化と家庭的養育の推進**

- ・社会的養護推進計画に基づく、施設の小規模化・地域分散化

◆ **里親制度の推進**

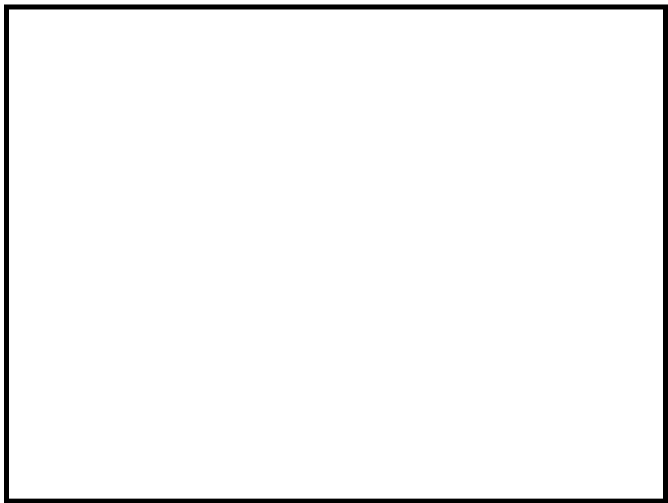
- ・里親制度への理解促進のための広報及び説明会の開催
- ・児童養護施設に入所する児童に向けた週末里親制度の普及促進

◆ **児童養護施設等退所児童等の社会的自立に向けた支援**

- ・児童養護施設に入所する児童に向けた学習支援及び職業体験
- ・児童養護施設を退所する児童に向けた場の設定

◆ **子どもの自主性、社会性を育む取組の推進**

- ・青少年の主体性を活かし、可能性を引き出す多様な活動・交流の支援
- ・青少年の健全育成に取り組む団体・府民等のネットワークの充実



(社会的養育の充実について子どもの権利擁護と子どもの家庭養育優先原則を実現)

府子育て支援審議会社会的養護部会で協議

○ **障害のある子どもへの支援の充実**

◆ **一貫した支援体制の確立**

- ・乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制の確立

◆ **発達障害の早期発見・早期療養**

- ・5歳児検診や判定会議によるスクリーニング、保育所等への巡回支援の実施

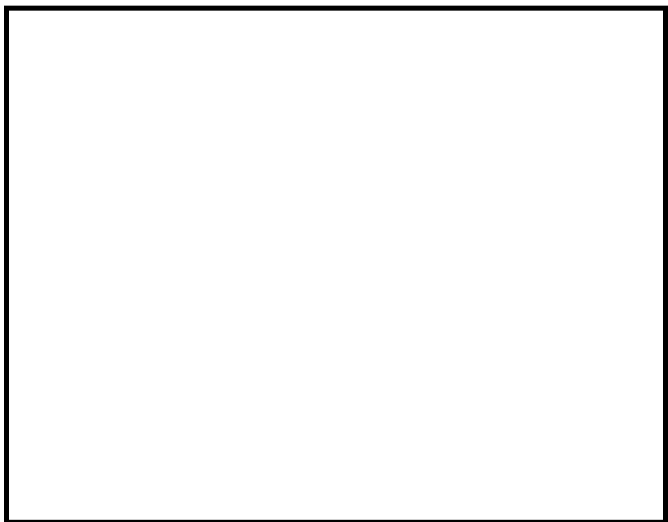
◆ **「児童発達育成センター」の整備促進**

◆ **聴覚障害児に対する支援**

- ・聴覚障害がある乳幼児の相談、療養の支援

◆ **障害のある生徒に対する就職支援**

- ・企業実習の機会の確保や障害のある子どもへの理解促進への取組



(障害児福祉計画(H30～R2)(3年間)との調和)

(障害児や医療的ケア児等配慮が必要な子どもへの支援の充実)
(障害児入所施設について、小規模グループケアの推進、地域での支援の提供等)

京都府障害者基本計画
(H27～R1)

府障害福祉計画・府障害児福祉計画
(H30～R2)

○ひとり親家庭等への支援の充実

- ◆子どもの貧困対策としての子どもへの生活・学習支援の推進
 - ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援の推進
- ◆親と子への一体的支援の推進
 - ・親への就業支援や相談支援及び子どもへの生活・学習支援を一体的に行う場の設置
- ◆孤立化の防止
 - ・ひとり親家庭同士の交流促進やひとり親家庭自立支援センター等における相談体制の整備
- ◆生活援助、子育て支援の推進
 - ・ひとり親家庭の貧困の連鎖を防止する一体的な生活支援や学習支援の実施
- ◆母子家庭等の親に対する就労支援
 - ・母子家庭等の親に対する経済的自立のための就労支援の推進
- ◆ひとり親家庭等に対する経済的支援
 - ・児童扶養手当の支給や資金貸し付け等のひとり親家庭の自立に向けた経済的支援の実施
 - ・ひとり親家庭の児童及び親に向けた医療費の自己負担額の軽減

1-IV 総合的な支援
 (6)ひとり親家庭等への支援の充実
 生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの居場所づくりの実施

京都府子どもの貧困対策推進計画
 (H27~R1)

1-II 妊娠及び出産の支援
 (4)若年がん患者等に対する生殖機能温存のための支援

- ・若年がん患者に対する将来子どもを持つ希望の実現

 (5)情報提供の一元化

- ・妊娠から子育てまでそれぞれの段階で受けられる支援内容を冊子媒体で発信
- ・ポータルサイト等、ネット環境を用いた各地域の子育て支援情報の発信

1-IV 総合的な支援
 (7)若者に対する就職支援
 若者の就職支援や定着支援の施策を実施

京都府就業支援・人材確保計画
 (H30~R2)

2-II 雇用環境の整備
 (3)結婚、出産を機に退職した社員に対する再就職支援
 結婚、出産を機に退職した人及び採用企業に対し支援を実施

京都府就業支援・人材確保計画
 (H30~R2)

※ ()は、法定計画の国の改正基本方針に定められている事項
 []は、各分野における京都府の個別計画